



写21 大神塚古墳

など保存状態は悪いが、大きな石材も見られないところから古い時期の古墳と考えられる。

町内でもっとも数多くの古墳が集中しているのは、豊岡市との境界から二見近くにかけての円山川左岸の地域であろう。ここには、つぎに述べる大神塚をはじめ、六〇基近い古墳が墳丘裾を接するように密集している。

(第6図参照)

南北九〇〇メートル、東西二〇〇メートルあまりの狭い範囲のなかに、スクモ塚二号墳のような谷部にやや新しい時期の古墳を含みながら、これだけの数が集中しているわけである。現状では、付近にきわだつた農業生産の基盤を見い出しにくいために、理解に苦しむ古墳群ではある。このことについては後にもふれる。

町内随一 町内最大の規模というばかりでなく、六世紀後半の古墳と
の古墳 しては、但馬で最大級の例である大神塚古墳をつぎに検討
しておこう。

円山川のすぐ西上方の尾根尖端部に占地する古墳で、図のように東西に長い形を呈している。古墳の立地が広くない部分であるため、こうした形をとらざるを得なかつたのであろう。

墳丘部分の大きさは、長径三六メートル、短径三一メートルあまりで、高さは五メートルを測る。そしてこの長円形の墳丘の周囲には一メートルから五・五メートルの幅で平坦な

面が一周している。したがつてこのテラス部分を含めると、四一トメ^{メートル}×三五トメ^{メートル}の墳丘を有するということになろう。

本墳の埋葬施設についてつぎに述べておく。墳頂部の中心やや西寄りに長い盜掘跡があり、その西部分に横穴式石室が開口している。石室は相当の規模で乱れており、現状では奥壁と思われる側と、向かって右側面が比較的良好に残っていて、人頭大の玄武岩を七、八段積んでいる。

石室内には、石棺を構成していたかと思われる豊岡市上陰産^{かみかげ}の石材も認められる。石室の位置から考えて、埋葬施設はこれ以外にも存在しそうである。なお、本墳が造られた時期は、出土した須恵器から六世紀中ごろから後半にかけてと考えられている。

第四節 二見谷古墳群

横穴式石室の登場 大神塚古墳は、乱掘のためにやや実態が不明なもの、須恵器の出土から六世紀後半の築造にかかることはほぼ確実である。そして類例から考えて、その石室は横穴式石室もしくは竪穴系横口式石室と呼ばれる例かと思われる。

それまでの埋葬施設が、たとえば小見塚・稻荷裏山両古墳でみておいたように、原則として一回限りの埋葬を意識した竪穴系のものであつたのに対して、新しく朝鮮半島の影響のもとに横穴系の施設が採用されるようになつた。五世紀代のことである。しかし、但馬の地にどのような契機で導入されたか不明であり、また最古のものがどれかについても十分に判明してはいない。

物語はつづくが、こうした状態は横穴式石室を利用した葬送儀礼の際の記憶の一端を示していると思われる。

た。

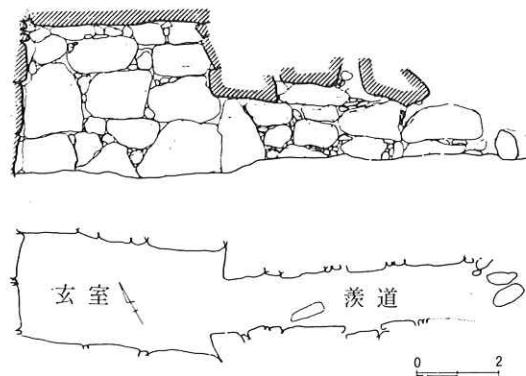


図16 横穴式石室模式図

横穴式石室は、原則として二回以上の埋葬を期待して造られるもので、それまでの墓と根本的に異なる埋葬法であり、人々の意識に大きく変更を迫るものであつたに違いない。

新たな埋葬のために石室への扉を開けば、そこにまだ木棺が残り不十分にしか白骨化していない遺体が置かれているというような状況は、横穴式石室が導入された後は日常的にみられたに違いない。

そうした古代人の経験が、『古事記』や『日本書紀』のなかに微妙に反映してイザナギノミコトによる黄泉国訪問の神話が生まれたのである。『古事記』にはつぎのように記されている。

イザナギが死去したイザナミを追いかけて黄泉国に行き、「愛する妻よ、貴女といっしょに作ってきた國がまだできていない。ともに帰ろう。」といったところ、「残念です。どうしてもっと早く来てくれなかつたのですか。私はすでに黄泉戸喫（ヨモソヘグイ）を終えてしまいました。」とイザナミは答え、黄泉神と話し合つてくるといつて奥に入つて行き、そのまま出てこなかつた。そのために、頭の櫛に火をつけて内部に入り、そこをのぞいたところ、遺体にはいっぱいのウジ虫や雷の神がたくさん集まつていた。

遺体に対する恐れや畏敬の念はあるものの、人々の意識は確実に変化していき、極言すれば石室が遺体の処理場としての役割を果すようになつてきたのである。そこには首長権継承儀礼の場や手段としての古墳の姿はもはやない。古墳の存在理由が大きく変わってきたのである。そうした意味において、横穴式石室の登場は、古墳時代を前・後期に二期に区分する際のひとつ目の目安・根拠とされるほどである。

二見谷古墳群

本町を代表し、かつ調査され保

存措置が講じられたという点で意義深いのが二見谷古墳群である。

二見谷古墳群は、二見集落の後背地の丘陵状地形に立地するもので、昭和四十九年に調査がなされた。ここでは数基の群のうち一号墳と、一基のみ離れて存在する四号墳について説明しておこう。

一号墳は墓地のために旧状を大きく損ねているが、直径約二〇メトルあまりの円墳と推定され、横穴式石室を内蔵する。石室の現存する長さは八・二メトルで、うち玄室部分の長さは五・三メトル、幅一メトル、高さ二メトルあまりで但馬では大型に分類されよう。

石室内には玄室中央部に家形石棺が置かれ、また木棺に用いた釘も出土しているところから複数回の埋葬が

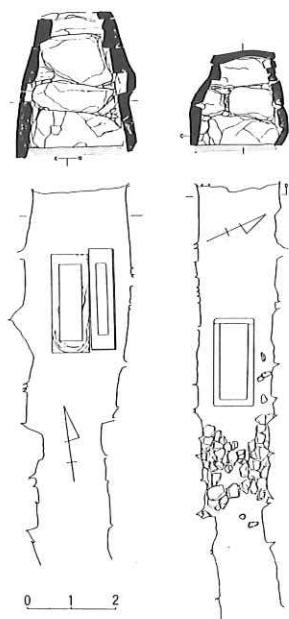


図17 二見谷古墳1・4号古墳の比較

なされたことが判明する。

出土遺物は圭頭大刀の柄頭部分をはじめ、刀子・管玉・耳環・馬具・鉄鏃などとともに多くの土器類があつた。横穴式石室の常として、本墳もつぎに述べる四号墳も盜掘や興味本位の乱掘がなされており、遺物は本来のものの一部に過ぎないと思われる。

一方、すこし離れた位置にある四号墳は、墳丘は後世の開墾によつて大きく変形していたものの、石室の現存長が九・七メートルとやはり大型の例であつた。室内には一号墳同様に石棺が置かれており、若干の土器とともに鈴や刀子・釘などの出土があつた。

両古墳を比較すると、いずれの石室も北但馬で大型の部類に属し、石室内には手法は異なるもののいずれも家形石棺を内蔵していたという共通点を認めることができる。さらに、強いて述べるなら一号墳の石室がやや古い可能性がある。

遺物については、一号墳からは圭頭大刀と呼ばれる装飾を施した大刀が二個体以上出土しているし、四号墳からも金銅製のツバや鈴、用途不明の金製品などが出土しており、黄金さん然とかがやく装飾大刀などが副葬されていたことが知られる。

家形石棺は、但馬ではきわめて希少な例であり、畿内の政権による「公的棺」の可能性が指摘される遺物であり、また装飾大刀についても同様にその兵制の一端を担う各地の有力豪族へ与えられたものではないかと考えられている。

このように、二見谷一、四両古墳は、北但馬を代表する規模の石室を有するもので、その内容も畿内の政権

儀礼の際の品々かと思われる。

墳丘の残存状態は悪く、かなりの盛土が流出していた。周囲をトレンチ調査したところ、石室北側の堀割のなかから大量の土器が集中して検出された。性格は不明であるが、古墳、とくに石室の造営に伴つてなされた



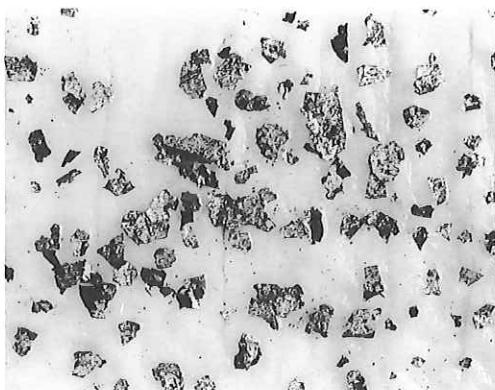
写22 掘り割りのなかの遺物

と深い関係をうががわせる例で、円山川河口部がきわめて重要な位置であつたことを示している。

上山字シイノキ
ケゴヤ古
墳の調査

に所在するケゴ
ヤ古墳は、町道来日・上山線
の新設に伴つて確認調査が実
施されたものである。

調査の結果、山の斜面を大
きく馬蹄形にカットして墳丘
を整え、石室を構築した直径
一五メートル程度の円墳であることが判明した。石室は、入口を南南西に向ける現存長八・二メートル以上の大形横穴式石室である。このうち玄室は、長さ四・六メートル、幅二・三メートル、高さ二・二メートルあまりを測る。



写23 ケゴヤ古墳の金箔

金箔の発見 横穴式石室の内部は、前述してきたように追葬や再利用が行われ、また後世の人々によつて副葬品目当ての盗掘がなされるなど多くの場合当初の姿をとどめていない。したがつて、出土する遺物の時期を特定していく作業には困難が伴う。

ケゴヤ古墳の金箔も、全国的にほとんど類例がないだけに問題の多い遺物であった。考古学的に確認された出土の様子はつぎの通りである。

ケゴヤ古墳の石室床面には敷石がおこなわれており、部分的には追葬時や再利用の際に動いたり重なったりしている。問題の金箔は、ある一定の場所に集中するというほどではなかつたが、玄門付近に比較的多く認められた。そして、敷石が二重になつた部分の上の石の底に付着した状態で確認されたものがいくつかあつた。

この付近には、

一、七世紀前半ころの追葬に伴う遺物が認められた。

二、平安時代末から鎌倉時代にかけて、墓地として再利用されている。

三、第一次の埋葬に伴う遺物も出土している。

四、金箔が多数検出された層は、二の層より下層である。

という状況が確かめられており、調査による限り常識的には一の追葬時に以前の副葬品が攪乱されたとみるのが妥当なところであろう。

金箔は、何らかの木製品に漆を塗つて張りつけられたと考えられ、その木製品の材質が針葉樹であることは分析によつて明らかである。

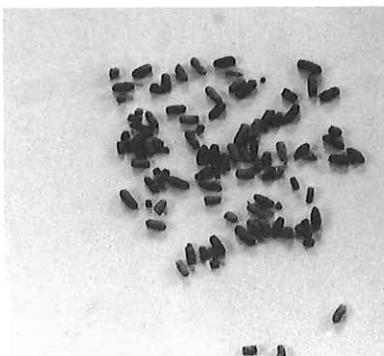
金箔を作る技術や漆を用いる技術は、いずれも古墳時代に存在しており、金箔を施した木製品が何であるかは不明なまでも、七世紀を前後する時期に古墳の副葬品として金箔を用いた品物があつても不思議はない。今後の類例増加や遺物全般の検討、金箔自体の分析などの結果をもつて総合的な判断を下すことが重要であろう。

死者の食事　古墳の調査をしていると、土器の内部に貝などが入れられたまま出土することがある。主として横穴式石室の副葬品としてである。但馬地方では豊岡市見手山古墳とケゴヤ古墳で貝の出土があるので説明しておこう。

見手山古墳の場合、横穴式石室の奥壁近くの場所から二枚貝を生のまま二個ずつ入れた須恵器二セツトが検出されている。ケゴヤ古墳の場合、短頸壺が奥壁に接するようにして倒立した状態で出土し、そのなかにカラス貝のような貝殻が入っていた。元の位置は移動しているだろうが、「死者の食事」とも称すべき行為がなされたと推定される。

現世とあの世すなわち黄泉国（よみのくに）とを隔絶するのは、死

写24 米粒状土製品



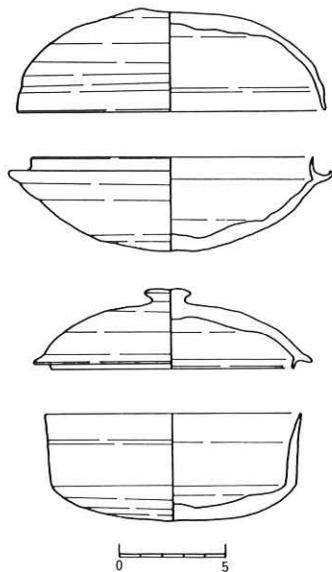


図18 ケゴヤ古墳新旧の土器

者の食事をすることによつたようで、前に『古事記』の神話を紹介するなかで、ヨモツヘグダイのことにふれた通りである。

横穴式石室から、コシキとカマドのミニチュアセットが出土することがあり、そうしたもので儀式を行い、その後副葬したのであろう。

死者の食事といえば、やはりケゴヤ古墳から出土した米粒状の土製品は注目に値する遺物である。

分析を必要とするものの、この土製品が米を模した可能性は強い。但馬では山東町に類例があるもの、全国的にはきわめて希少な例といえよう。

追葬・追善と再利用
くつかの型式にわたる土器が検出される。

最初に、その石室を造る契機となつた人物の埋葬がおこなわれ、種々の品々が副葬される。つづいて、その人物と関係の深い人物が死去すると、石室の入口を開き、棺や遺物を片づけて空間を作りそこに埋葬する。そうしたことが数回くり返されるのが通常で、そのためには、耳環が二個一セットで出土すべきところを多数出てきたり、新旧の土器が混在して出土することがあるわけである。

ケゴヤ古墳の場合には、まず六世紀末から七世紀初頭にかかるころ石室が造られ、それ以後、すくなくとも

七世紀前半には追葬がなされている。その後、十二世紀ころの舶来の磁器や銅錢、あるいは経軸と思われる水晶玉、修驗者が用いる火打ち鎌などが、若干の人骨とともに出土している。

これは、古墳本来の被葬者と直接的な関連のない人物が石室を利用して墓としたとみるべきであろう。こうした例を再利用と呼んでいるが、彼らが確実に無関係であったのかどうかについてはやや問題もある。

二見谷一号墳は、ことによると六世紀代前半ころ造られ、六世紀後半に追葬がおこなわれ、さらに七世紀前半ころに追葬がなされたと考えられている。その後、八世紀初頭ころに追葬もしくは追善供養が実施され、さらに九世紀前半にも同様の行為があつたと推定されている。

また四号墳からも六世紀後半の土器などが出土しているが、これらとは別に流入土のなかから人骨とともに十二世紀ころの土器が出ている。

このようにみてみると、横穴式石室には、多くの場合何度かの追葬がおこなわれ、ときには一族によつて追善供養のようなこともされたのである。さらに、大型石室にはしばしば後世に墓として再利用がおこなわれ、その時期は十二世紀ころが多いようである。

第五節 畿内政権と但馬

アメノヒ
ボコ伝承
但馬の古代史を考える場合、その史料的制約という必然から、『古事記』や『日本書紀』に伝え
る天之日矛・天日槍の問題を避けて通るわけにはいかない。

出石神社の五月五日の祭礼に轍まわしという行事があるが、これは岩戸開きの作業の様子を表現したものとされている。

こうした伝承や説話は、類似の地形を呈するところに比較的よく認められるもので、また、日本海に面するという但馬のおかれている地理的条件からもこうした伝承が生れてきたものと考えられる。



写25 出石神社

記紀の所伝は細部ではかなり異なるものの、新羅国の王子であるヒボコが倭国へ渡来し、各地を遍歴のあと出石を安住の地と定め、新羅から将来した宝物を神宝として出石神社を祭つたことなどが共通している。

ヒボコとその子孫、従神を祭神として現在も祭られている神社は、出石神社をはじめとして但馬に数多い。とりわけ豊岡盆地南部から出石町にかけての地に集中している感がする。日本全体を見渡しても、これほどヒボコの影が色濃く落ちている土地はほかにあるまい。

記紀の伝承のみでなく、地元に伝えられてきた話のなかにもヒボコに関するものがいくつか存在する。ヒボコが但馬にやつてきたとき、豊岡盆地は満々と泥水を湛えた湖で、そのため瀬戸の岩を切り開いて日本海にその水を流し、現在の盆地を造成したというのがそうした

それでは、この但馬地方とりわけ北但馬に濃厚なヒボコという人物の実像、記紀に示すヒボコとは異なる実体はいかなるものであろうか。ヒボコの伝承が記紀に載せられているからといって、所伝がそのまま歴史的事実とは考えられないことは当然である。しかし、伝承を実年代はともかく批判的に読んでいくと、いくつかの注目すべき事実が明らかになってくる。そのひとつが、『日本書紀』垂仁天皇二年条の別伝（「一云」）に、加羅の王子である都怒我阿羅斯等なる人物がやつてきたこと、およびその行動がヒボコのそれと類似していることである。説話の内容は、もちろんかなり日本的に改変されているものの、類似したものや源流は朝鮮半島にあり、ヒボコ伝承も本来は朝鮮から渡来した人々がもつていた説話であろうと考えられている。

加陽の地　ヒボコの伝承　ヒボコの伝承は、朝鮮半島からの渡来者たちが共通してもち、また彼らを象徴的に表現していることはほとんど疑う余地はあるまい。問題はその時期であり、また伝承のみでなく渡来者集団の存在を資料的にどのように裏づけることが可能かということである。

そうした問題を解く鍵が、ひとつは地名の解釈であり、もうひとつは考古学的な資料の検討であろう。

豊岡盆地の南、旧氣多郡の地に現在は豊岡市に属している加陽という地名がある。これが古く律令制による郷名として存在していたことは、平安時代に作られた『和名類聚抄』という書物により明らかで、現在の豊岡市・日高町・出石町の境界一帯の呼称であった。

この加陽はカヤと訓じ、朝鮮古代の小国家、洛東江に沿って所在した伽耶に通じる地名である。同様の例は岡山県にもあり、そこでは郷より上部組織である郡の名前に賀夜として出ており、そこには渡来系の人々が住んでいたことが確認されている。加陽の場合、そのことを確かめるすべはないものの、可能性はきわめて強い。



図19 加陽の地名と石枕出土地

加陽が伽耶に通じ、しかも確実に奈良時代までさかのぼるとなれば、それ以前の古墳時代にまで類推を進め、検証をおよぼすことが必要であろう。そこで注目されるのが付近で実施された古墳の調査結果であろう。それらは類例は多くないものの古墳から出土する石枕の存在であり、また横穴式石室の特殊な構築方法である。

石枕は、加工しやすい石材を用いて作られたもので、遺体の頭がのりやすく加工されている。県下では赤穂市に例を見る程度で、出石町と豊岡市で五例が出土している。但馬の場合、いずれも箱式石棺からの出土である。

目を朝鮮半島に移すと、古代朝鮮の新羅や百濟の横穴式石室のなかから検出される場合があり、時期的な検討、型態的な比較などが必要ではあるが、出土地が加陽の周辺であるだけに注意しておくことが大事であろう。

同様に加陽郷のなかに含まれる引野・大師山古墳群の調査で、横穴式石室の型態をとるもの、羨道部を玄室部より高く造った例が多く、堅穴系横口式石室と呼ぶ例であることが判明した。これについても、今後に十分な検討をするものの、朝鮮半島の石室と共に要素ではある。

このように、記紀に残された伝承・説話・地域に語り継がれてきた伝説や地名、加えて考古学的な資料でみ

ていくと、ヒボコの名で代表される渡来者たちの存在がますます鮮明になつてくるようである。

畿内政権 すでに小見塚古墳の説明のなかで、早く四世紀代には畿内中枢部の勢力が城崎の地にもおよんでとの関連 おり、円山川河口部になみなみならぬ関心が寄せられていたことを述べておいた。また時期はやや下降する二見谷古墳群の家形石棺や装飾大刀などのなかに、そのような畿内政権とも称すべき存在の意志を認めてきた。

これらの古墳は、そのあり方から理解する限り、存立基盤が農業生産力であったとは考えにくく、すでにふれたように円山川や日本海を利用した水運や漁業、水上の通行権に関与した人々の墓であろうと思われる。

渡来者や日本海沿岸の有力豪族が、円山川を利用して但馬の有力者たちと同盟関係をとり結ぶとき、ここでの通過は避けて通れない課題である。そうした軍事的・経済的に重要な場所を押えておくことは、畿内の政権にとってきわめて緊要なことであり、但馬の有力豪族を手なづけてその任にあたらせるか、あるいは適当な人物を派遣してことにあたらせるかしたのであろう。その結果が畿内色の濃い古墳の造営と深く関係するのだろうと思われる。

海の古墳 川の古墳

町内にある古墳が、地理的に単純にみて円山川や日本海にかかわりが深いものであることは図に示す通りである。南の上流部から順に、大神塚古墳とその周辺の群・スクモ塚古墳群・二見谷古墳群・ケゴヤ古墳とその周辺の群・楽々浦古墳群・小見塚古墳・アシキリ古墳・河口の豊岡市氣比の絹巻山頂古墳群・田結の風谷古墳群と並んでいる。いずれも川の古墳、海の古墳と称してよいものである。

ここで、まず風谷古墳群を考えてみよう。ほとんど日本海の荒波が打ち寄せる付近に一基、すこし離れて二

第五節 畿内政権と但馬

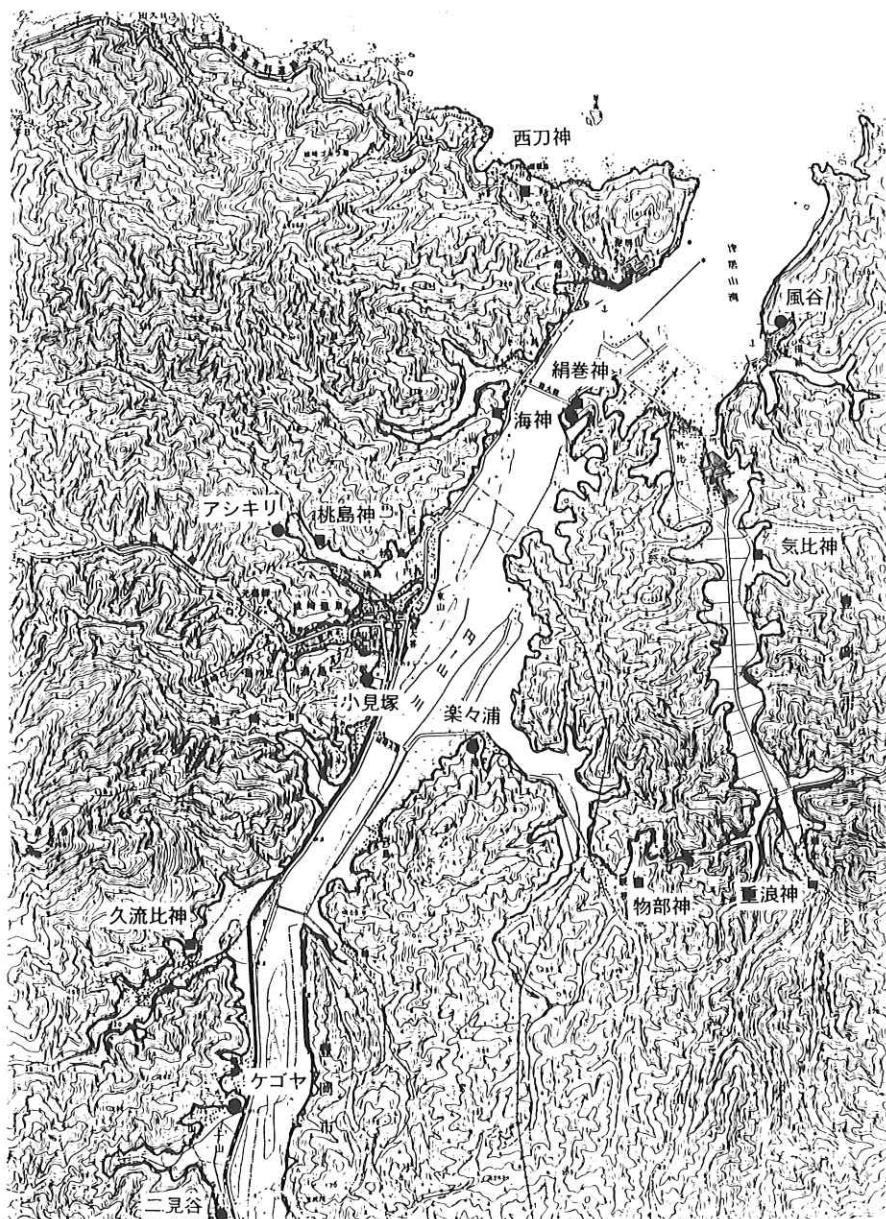


図20 湾、潟と古墳、式内社（絹卷神社は式内社でない）

基があり、いずれも横穴式石室を内蔵していた。後者一基のうち一基はすでに破壊されて現存していないが、一基は市内で最大規模の石室である。

羨道部の一部が破壊されているものの、現存長が九・〇六メートル、うち玄室長五・四メートル、羨道部三・六六メートルを測り、復元すると全長一メートルあまりにならうか。玄室部分の天井石は一枚からなつており、長さ四・三メートル以上の巨石を架構している。

風谷古墳群は、その立地から考えて漁業や海を利用した水運、軍事に従事していた有力豪族の墓と推定してさしつかえあるまい。

つぎにアシキリ古墳・樂々浦古墳群・ケゴヤ古墳・二見谷古墳群など町内の古墳について考えてみよう。図示したように、これらの古墳の位置、立地に共通して認められるのは、付近に湾状の地形があるということである。主として日本海側で注目されている事象のひとつに、主要河川の河口・湖・潟の周辺に重要な遺跡が分布する事実があり、これに着目して、その理由を古代の良港、船着き場との関連で理解しようという説がある。

先に城崎町の諸例をあげたが、アシキリ古墳の場合には桃島池との関連性がうかがえる。円山川本流から深く入りこんだ一種の入江が、土砂の堆積などによつて池となつているのであろうが、これがかつて天然の良港、泊であつた可能性は高い。

樂々浦湾と樂々浦古墳群、小見塚古墳と現在は陸化している今津觀音浦の関係もそうした観点で理解できようし、またケゴヤ古墳・二見谷古墳群の場合も巨視的には両古墳群間に所在する上山耕地が、かつて入江であつたと考えれば、可耕地を付近にもたないこれらの古墳の存在も容易に理解できる。

古墳と町内の主要古墳が、川もしくは海あるいは湾・潟との関わりが深いであろうという点はいま述べてきた通りである。

観点を変えて、古い神社と古墳の関係をつぎにみておこう。神社は、もとは各地の豪族がそれぞれの地域で自らの神をもち祭祀を行っていたものであろうが、畿内の政権の地方への進出と関連して、やがて支配の道具として用いられていく。

式内社は、基本的にはこうした全国の神社を網羅した「延喜式」という平安時代の文献に登録された公認神社のことと、すくなくとも、九〇〇年ころに但馬に存在したことは確実である。直接的に古墳との関連は認められないものの、式内社と有力豪族、その墓としての古墳の相互の関連性は無視できないものがあろう。

そのような目でみていくと、式内社と古墳および湾のあり方には注目すべき傾向が指摘できる。ひとつの試案を示すなら、上山もしくは来日の地形と久流比神社・加えてケゴヤ古墳と二見谷古墳群の一群・樂々浦湾と古墳群・物部神社の一群・今津および城崎中心部の低地と桃島神社・小見塚古墳とアシキリ古墳の一群・風谷古墳群と氣比および重浪神社の一群・絹巻・西刀、海神社の一群などが考えられよう。

このようにまとめみると、町内には四ないし五つの有力勢力が存在していたこと、それらが海もしくは川ときわめて深い関わりをもつたであろうこと、さらに、そうした勢力は、より強い国家権力に認承されていた可能性が強いことなどが想定されるのである。

古代氏族の分布 町内に分布する古墳を中心に、その意味するところをいくつか考えてきた。ところで、古墳は墓であつても誰が埋葬されているのか多くの場合不明である。すなわち個人名を特定していくこと



図21 城崎郡付近の主要な氏族

是不可能に近い。そこでこの問題に迫る方法として、諸資料に記された人名・神社名・地名などをもとに、但馬の古代氏族名を復元していく作業がある。

もつとも基本となる資料は、ほとんどがこれらの古墳から二、三百年以上ものちの奈良・平安時代の文献などであるが、それらを利用して遡源的に考察していくとするものである。

五世紀後半から七世紀ころの社会では、畿内中枢部の政權（かりにヤマト政權と呼ぶ）や各地の豪族がそれぞれ人々を集団的に所有・支配していた。そして集団単位に豪族名を付したり、職能の名称を付けて呼んでいた。こうしたものを持と称し、名代・子代という大王(おおきみ)（天皇）、皇后、皇子のために設置されたもの、朝廷に属し伴造に率いられた職業部、あるいは豪族が私的に所有する部曲があつた。したがつて、そうした部の分布を復元していくば、ヤマト政權や有力豪族による地方進出や支配ないしはその関連がある程度考察できる。

ヤマト政権が、五世紀代にはすでに国内のかなりの部分の地方豪族に対する支配をおこない、その一部にカバネを与えていたとする考え方がある。そこで、城崎郡とその周辺に限定して部とカバネについて田中忠雄氏の業績によつて説明してみよう。

表示したように、出石・気多・城崎各郡にいたと考えられる古代氏族のうち、有力なのは郡名を負う出石部が属した出石氏、直という比較的上位のカバネを有する大生氏、但馬海氏である。出石氏は、『播磨国風土記』に伊豆志君麻良比の名が見えることも加えておこう。君は上位のカバネであるところから出石氏が相当の有力者であることは疑いあるまい。

その他の氏族について簡単に説明すると、私部、品治部は子代・名代に分類され、物部・宗賀は中央有力豪族との関わりが指摘される。職業部として土師部・牛甘部・川人部・日置部・水取部・楯縫部などがあり、一方、部は地方豪族と関係があろう。

ミヤケとアガタ リークによる國の機構が整う以前に、ヤマト政権が地方の支配を進めていく際に設置した機関がミヤケとアガタである。実態はかならずしも明確にはなつていないので、但馬にはミヤケが二カ所ある。ひとつは出石郡内であり、他は養父郡内にそれぞれ現在も地名として三宅が残っている。

おそらく田部と呼ばれる農民を指揮・監督して農地を開き、収税・米倉管理などの仕事にあたつっていた役所のようなものがあつたのであろう。

またアガタの存在であるが、城崎郡内に式内社として県神社が登載されており、それが豊岡市にある小田井神社と推定されているからである。

アガタについてもなお解説されていない部分がすくなくないけれども、古代の地方政治組織のひとつで、クニが地方支配の根幹となる以前のものであろうと考えられている。アガタの設置は、早い時期のヤマト政権による地方支配と関わりが深いとみるのが妥当であろう。

第六節 奈良時代の城崎

写26 平城宮出土の木簡



図22 福成寺遺跡の木簡积文



城崎の地名 現在の城崎町とその周辺が、古代において何と呼ばれていたのか不明というほかない。律令制のもとでは、但馬国城崎郡（評）に属している。

さて、キノサキの名が出てくるもつとも古い史料は、奈良・平城宮跡から出土した木簡である。これは、但馬国城崎郡那佐郷の地名が記され、神護慶雲三年（七六九）の年号をもつ但馬国からの荷物（税）に

付された札であつた。城崎をキノサキと訓じることは、平安時代の書物である『和名類聚抄』によつて「木乃佐木」と読まれてあることからも間違いないところである。この点、他地域にみられるような城崎をキサキと読むのとは異なつてゐる。

このように、奈良時代にキノサキという郡名および郷名が存在しているが、その意味するところは判然しない。意味はともかく、キノサキの語が絹前すなわちキヌサキから出たかも知れないことを示す木簡が、城崎郡那佐郷の地である豊岡市福成寺遺跡でみつかつてゐる。それには「絹前負：」とあり、「繩前負：」とも読めて判断がつきかねてゐるのが現状である。

城崎郡の成立
奈良時代に城崎郡が存在したことは確実である。奈良・藤原宮出土の木簡で、己亥年十二月の年紀をもつものに「二方評波多里」とあるように、おそらく古くは「城崎評」と表現した時期があつたに違ひない。但馬国の下には、朝来・養父以下城崎郡を含めて八郡が設定され、それぞれ郡司といふ郡役人が任命された。

城崎郡は、地方行政組織として但馬国の下に位置づけられ、当然但馬国の役人である国司の指揮・監督を受ける。但馬国司が居て執務する場所は国衙である。その所在地については特定されていないが日高町氷上周辺であることはまず動くまい。

さて、城崎郡には、平安時代の十世紀ころに新田・城崎・三江・奈佐・田結の五つの郷とひとつの余部があつた。これがそのまま奈良時代に適用できないかも知れないが、一応の目安として考えておきたい。したがつて郡を等級によつて分類すると大・上・中・下・小のうちの下に区分されるものと考えられる。下郡であれば、

郡司は大領・小領・主帳各一の三名で構成されていたのであろう。

郡衙の所在地 郡名が城崎の場合、郡名を負った郷すなわち城崎郷が有力であったことは確かである。郡の

中心、郡役所としての郡衙が所在していた可能性が強い。ここには、先に述べた郡司がいて事務を司っていたのである。

郡衙所在地が判明しているところは多くない。但馬国の場合もほとんどわかつておらず、城崎郡衙も不明である。しかし、当時としては一級の文化人である役人がいたこと、一定規模の建造物が所在したであろうことなどの点から、すぐれた陶器や硯、文字を記した土器の発見、大型柱の検出などの考古学的事実からある程度の推察は可能である。

そのような観点で城崎郡内を見渡すと、豊岡市九日市上町にある県立技術大学校周辺が注目される。ここでは、比較的大きな柱を用いた建物跡や綠釉土器・丹塗りの土器などが出土しており、ひとつの候補地としては指摘しておいてよいかも知れないが、難点として国衙に近い点があげられる。

いまひとつ候補地としては、視点を変えて奈佐郷内に求めようとするものである。前にすこしふれた福成寺遺跡がそれである。ここでは、木簡のほかに大きな柱痕・綠釉・各種の硯・銅製や石製の帶金具・各種の須恵器などが多数出土している。

こうした考古学的な直接証拠に加えて、国衙から美含郡（竹野・香住周辺）への主要道に位置しているとも考えられるところから、郡名を負う郷ではないものの、奈佐郷内に城崎郡衙の所在地があつた可能性は残る。

律令制と律と令に規定された民衆生活で、以前と異なるもつとも重要な点は、いわゆる公地公民の制であろう。各地の豪族や中央の有力者が私的に所有し使役していた土地や民衆を、原則として国家による管理下におき、諸種の税を課したのである。

すべて令の規定に従い、違反するところがあれば律によって罰するという国家の基本秩序を整え、いろいろな名目の税によって基礎を固め、さらに各国に軍團を組織させて支配を強固なものにしていった。

そうしたなかで、但馬の一般的な人々の生活はどんな様子であつただろうか。城崎郡にかかわりある人物として、先にすこし説明した那佐郷木簡に記された「一方部豊島を取り上げてみよう。

木簡には、奈良時代の神護慶雲三年（七六九）の年紀があり、但馬国城崎郡那佐郷とあつて以前の国—郡—里にかわって国—郡—郷の表記が採用されている。この木簡は、おそらくいまの豊岡市宮井付近に住んでいたであろう一般農民のひとり、二方部豊島にかけられた物納税に付されていた送り状である。「但馬国城崎郡那佐郷官府腊雲龍神護景雲三年□月二方部豊嶋六斤」とあり、府は符のまちがいであろうとされている。品物の腊雲龍の腊はきたいと読み、乾燥させた雲龍（ウニ？）の意味である。

彼が納めたのは、調の一種で中男作物という人頭税であり、豊島が少丁（中男）という十七歳から二十歳までの青年であることがわかる。彼には、当然のこととして田租としての租がかかる。与えられた口分田二段に対する租税で、これは但馬国衙の正倉に納められる。少丁のために、彼は一年に十日間の賦役代納物としての庸を納めなくともよい。また雜徭といって、成人男子に比較しての四分の一の十五日間は国司や郡司の指揮のもとに土木工事などにかり出されている。

一般農民には、租庸調および雜徭のほかにも出拳という、國からの種畠の高利借用が強制された兵士　いたし、庸や調の都への運送が課せられていた。さらに、もつともきつかった任務が防人や衛士の仕事であった。ここで出身の郡や郷は不明であるが、平城宮で死亡したあわれな但馬の兵士をつぎに登場させよう。

彼の名前は車持足月。名を記した資料は平城宮跡出土の木簡である。木簡にはつぎのように記されている。
但馬国衛士車持足月養錢六百文府置死人分

わずか一九字の短文のなかに、但馬国から徵發された一兵士の悲哀を十分読み取ることはできないが、その意味するところはつぎの通りである。但馬国から來ていた衛士の車持足月の養錢（生活費）六百文、すでに死亡しているのでつぎにかわりの衛士が但馬国から來るまで府（おそらく衛門府か衛士府という役所）で預かっておくというもので、おそらく錢六百文に付けられていた木簡が、新たな衛士の到着のため不用になり廃棄されたのである。

一般成年男子（公民）のうち三人に一人の割で各國の軍團に兵士として配属された。そのなかから防人の場合は三年、衛士の場合には一年を原則として派遣されたのである。但馬国からは防人は徵發されていない。

このように、都に送られて衛門府や左右の衛士府に配属されて、宮城の内外を警護していたのが衛士である。しかし、都での公務という外面向けの良さとは逆に、實際には仕事の性格上きびしい監督下におかれ、土木工事や諸物の運搬などの雑役に使役される過酷なものであった。

豊嶋や足月といった一般の人々は、いつたいどのような家に住んでいたのであるか。よく例に引かれる有

名な『万葉集』所収の歌がある。いわゆる「貧窮問答歌」に、

「……伏廬の 曲廬の内に 真土に 藢解き敷きて 父母は 枕の方に 妻子どもは足の方に 困み居て
憂へ吟ひ 竈には 火気き立てず……」

と読まれてゐる内容は、粗末な竪穴式住居を連想させるものである。もちろん、こうした情景がすべての公民にあてはまるとは考えられない。竪穴式住居ではない豪壮な建物を持つ有力者もいたし、また、奴婢と呼ばれる家族をもたない、したがつて家らしい家をもたなかつたであろう人々の存在も知られている。

役人の家　城崎郡の郡役所すなわち郡衙の所在地が、ことによると那佐（奈佐）郷に含まれる福成寺遺跡か
と生活　も知れないということをすでに説明した。郡衙でないとしてもかなりの有力者の建物を想定しな

くてはならない。

この遺跡では、須恵器という焼物で作った硯、石帯と呼ばれる石製の帶飾り、銅製の帶飾りを初め、綠釉陶器、優秀な須恵器などが検出されている。前述したように、これらのほかに木簡二点、その他網の錘や糸紡ぎのための石製紡錘車、鋳銅の際の鋳型からはみ出したようなものも出土しており、時期的には奈良時代から中世にいたるころまでの遺物であった。

出土した須恵器からみると、この遺跡は七世紀中ごろに始まって、奈良～平安時代にかけてのものと考えられ、日常雑器とともに地方官衙から出土することの多い遺物も散見している。

硯の出土は、前提として文字の読み書きができる人がいるはずであるし、石や銅製の帶飾りの存在からは、郡役人級の人物がいた可能性を示唆している。ひとつの解釈ではあるが、奈佐に居住していた一有力者が、評

もしくは郡の役人として任命されたために、彼の住宅が役所に転用されたのではないだろうか。

貲われた奴婢　奈良時代という古い時代の古文書が通常の形でいまに残る可能性はほとんどない。紙が希少であったということに加えて、貴重品であるために再利用がくり返されているからである。

現在にまで伝えられているのはほとんど奇跡というほかない。

歴史の皮肉であろうか、古文書自体が残る可能性がすくないなかで、けつして歴史の表舞台にのぼることのない但馬の奴婢が、逃亡したことの故をもつて『正倉院文書』のなかにその名を残している。江戸時代の著名な人物の妻の名ですら記録されることがすくないことを思えば、社会の底辺にあつた人々が文献に名を残すことは驚異ですらある。

正倉院に『東南院文書』として保存されている文書によると、事の顛末はつぎのようである。天平勝宝元年（七四九）九月のことである。聖武天皇は東大寺の維持・管理のために諸国に命じて容貌端正な奴婢を集めさせている。もちろん、その費用は国々の税を充て立て替えておけというものであった。但馬国司は、国内の出石・朝来・二方の各郡から奴（男）三名と婢（女）二名の計五名を、合計稻四五五〇束で買い求めていた。奴に対して婢の値が高い。各地の有力農民のもとで働いていた者たちであったが、当時の馬の値の三倍あまりとされている。五人は表の通りである。

彼らは国衙に集められ、朝集使という役人に連れられて、同一年正月に奈良の都へと不安な旅立ちをおこなつた。

奴婢とはいいうものの、旧主のもとではある程度の自由が与えられ、それなりの生活を維持していたと推察さ

表5 奴婢の価一覧

名	代価(束)	売主	年齢
池 麻 呂	900	出石郡小坂郷戸主 従七位下 宗賀部乳主	24
糟 麻 呂	900	出石郡穴見郷戸主 大生直山方	24
藤 麻 呂	800	出石郡穴見郷戸主 土師部美波賀志	15
田 吉 女	1000	朝來郡桑市郷戸主 赤染部大野	19
小 当 女	950	二方郡波太郷戸主 采女直真嶋の戸内 采女直玉手	17

れる。ところが、東大寺造営の諸事を司る役所（造東大寺司）にあつては、彼ら奴婢は一種の消耗品でしかなかつた。旧主や故郷を恋しがつて但馬に逃げ帰つたとしても何の不思議もなかつた。

脱走する奴婢

東大寺に送られた奴婢のうち、奴二人は早くも二月十六日に但馬の旧主のもとに逃げ帰つている。池麻呂と糟麻呂はいずれも出石郡小坂郷と穴見郷の出身で、いわば隣りのムラという連帶意識もあつたのだろう、手に手をとつて旧主のもとにたどり着いている。しかし、国司の手で捕えられ三月六日には元の主人に付き添われて奈良まで届けられた。

藤麻呂は十五歳、単独で旧主の土師部美波賀志のところへ逃げ帰つてきたがすぐに捕えられ、旧主に護送されて寺側に引き渡されている。しかし、その後も一人組はまた逃亡をはかり、一人は旧主のもとに、他の一人は消息を絶つ。

このようにして、結果的に但馬から送られた奴は三人とも脱走を試み、一人が行方不明、一人は造東大寺司側が手に負えず生国へ返送、一人はその後も東大寺の奴としてとどまつてゐる。

一方、婢二名の動向はどうであろうか。一名は記録がないので

不明である。十七歳の小当女という婢は、東大寺から法華寺に転売され、他国の婢とともに脱走したもの、これまた苦労の甲斐なく奈良に連れ戻されてしまっている。

このように、奴婢たちが遠い道のりを逃亡し、また捕えられ連れ戻されることを承知で再度の逃避行をくわだてる者がいる事実は、若い奴婢が望郷の念にかられたということ以上に、奈良での使役がいかに過酷であつたかの証拠であろう。「青丹によし、奈良の都は：」とうたわれた平城京は、こうした名もない奴婢や下級役人たちの悲しみと苦しみのうえに咲いた榮華だったのである。

第七節 温泉の発祥

温泉信仰

地下から自然に熱い湯が湧く。しかも、それは飲んでも浴しても身体に効く。古代の人は、そのことを神として崇拜するようになる。

全國の古い温泉地にみられる温泉神社・湯泉神社・湯神社など、俗称、湯せんさまは、そうして生れたもので、たとえば、『風土記』『続日本紀』をはじめとする六国史『延喜式』神名帳など古文献にも、出雲の玉造の湯の社・下野国温泉神・肥前国温泉神・撰津国有馬郡湯泉神社・伊予国温泉郡湯神社などとみえているが、これらはいずれも現在の玉造・那須・雲仙・有馬・道後など、歴史の古い著名な温泉地の温泉神で、創立は非常に古く、祭神は主として医薬療病の道を開いたと神話にある『大己貴命』と『少彦名命』である。



写27 有馬温泉神社

いっぽう仏教の流布とともに「温浴によつて保健衛生を保ち、容姿端麗になり、人に尊敬されるようになる」と温浴の功德を説く『温室經』という經典の教えや、神仏習合思想の影響によつて奈良時代中期ごろより温泉と仏教との関係も生じ、やがて温泉地には、病苦個疾を治すといわれる薬師如来や衆生の一切の苦厄を救済するという觀音菩薩などを祀る堂宇が建てられ、温泉寺・医王寺などと称せられるようになり、古い温泉地には、いわゆる温泉神社（湯ぜんさま）と温泉寺（薬師さま）が併存し、本地垂迹思想の發展とともに、ますます神仏混淆の形態を深めていくようになった。

有馬と城崎

そのもつとも典型的なのは、まず有馬と城崎であろう。有馬は道後、玉造とともに古くから開発されたと伝えられ、また、舒明・孝徳両帝の行幸によりもつとも早く国史上に現れた温泉地である。社伝によれば崇^{すう}神天皇の代、温泉開拓の神として湯泉神社が創建されたといい『延喜式』では、大社に列している。

神龜元年（七二四）、この地を訪れた行基^{ぎょうき}が当時、衰えていた温泉を再興するとともに、薬師堂を建立、湯泉神社の本地仏とし、湯泉神社を薬師堂の鎮守神にしたと伝え、この薬師堂がやがて常喜山温泉寺に發展していく。以後、荒廃の道をたどったが、建長二年（一二五〇）、大和吉野の僧仁西^{にんさい}が紀州熊野権現の靈告により



写28 旧四所神社（震災前）

同寺を中心し、また浴客のため、薬師如来の十二神将にちなんで、湯屋十二坊および守湯人をおくとともに、熊野久須美神を湯泉神社に勧請している。

以来、温泉寺は、多数の僧坊と僧兵をもち、しばらく隆盛を極めたが、戦国時代には争乱のため衰えはじめ、天正・慶長のころ（一五八五—九六）には、しばしば、湯治に訪れた秀吉とその室、北政所が封田を寄せ、二度の大火、大地震による大打撃からの復興に力を貸している。江戸時代に入ると、真言宗から黄檗宗に転じ、明治には神仏分离と排仏毀釈のため、極端に衰微、温泉寺境内にあった湯泉神社も明治十六年（一八八三）に背後の高台、愛宕山々腹に移転し、現在はかつての奥の院、清涼院と薬師堂のみが残っている。なお堂内の十二神將の一つ、波夷羅大将立像および黒漆厨子（鎌倉時代）と湯泉神社の

本地垂迹説を背景とする絹本着色、熊野曼陀羅図（鎌倉時代）は、ともに、国指定の重要な文化財である。

つぎに、城崎では、湯泉神社に該当する四所神社は、同町の『温泉寺縁起』によると、和銅元年（七〇八）、当郷の住人、日生下權守が神託をうけ、四柱（四所）の明神を奉祀したのに創まり、その後、たまたま、当地に巡錫、神前に参籠中の僧、道智に託宣あつて、養老四年（七二〇）、曼陀羅湯が発見されたと伝えられている。



写29 四所神社

以来、温泉祖神、また、湯嶋の産土神として、現在にいたつてゐるが、明治三年（一八七〇）、神仏判然令が發布され、神仏分離が断行されるまで、神仏習合の風習によつて温泉寺と密接な関係にあり、たとえば応永十七年（一四一〇）五月七日付の田結郷の莊官、通泰からの

但馬国城崎郡田結郷湯嶋氏神

四社大明神社領之事

田坪 五段

畠 五段

毎年恒例正五九月九日祭礼御供領田也

一天泰平国土豊饒氏子繁栄可致精誠

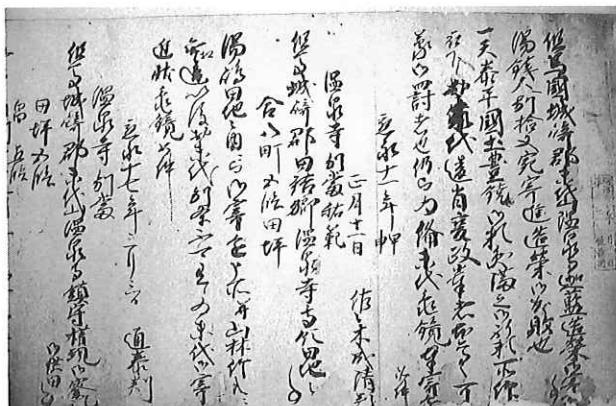
之旨寄進之状亀鏡如件

との社領寄進状の宛名も温泉寺別当となつてゐる。

なお四柱の祭神については、当初は、地域的にも関係の深い出石系の神々、たとえば、

天日槍・御出石櫛甕玉と温泉とゆかりの深い大己貴・少彦名の四神で、社名も湯所明神であつたとの一説（『但馬世継記』）もあつたが、現在では、温泉守護神としての湯山主神と水の守護神としての多紀津媛・多紀理媛・市杵島媛のいわゆる宗像三女神の計、四柱の神となつてゐる。（『神社明細帳』）

一方、道智はその後大和長谷寺の本尊と同木で作ったという十一面觀音の示現（神仏がその不思議な力を示し現すこと）により温泉寺を開き、天平十二年（七四〇）、聖武天皇より末代山の山号を賜つたと伝えられる。



写30 十文寄進許可文書

同寺はその後、安元二年（一一七六）の「八条院領目録」（『平安遺文』所収）に、はじめてその名がみえ、元久二年（一二〇五）には、院主、玄豪法印が幕府の祈願僧として感状を与えられているが、その後一時衰えたといわれている。しかし、花崗岩製の宝篋院塔一基（重文）および絹本着色の釈迦十六善神像一幅（重文）など、多くの文化財を現存している（後述参照）。

南北朝期に入ると、康永三年（一二三四四）、先達聖恕により熊野三社権現社が勧請され、さらに至徳年間（一二三八四一七）、清禪法印によって但馬三十三力所が開かれるとともに、現存の正面五間、側面五間、折衷様式（和様・唐様・天竺様）の入母屋造りの本堂（重文）が再建され、また觀音の御正体として懸仏（円形の銅鏡に仮像が刻まれたもの）の寄進があるなど、再興の気運が急速に高まり、応永十一年（一四〇四）には、造営の資金として入湯者から一人につき、一〇文の寄進をうける権利を佐々木成清から許可され、同十

七年（一四一〇）には、

但馬国城崎郡田結郷温泉寺

寺領田地之事

合八町五段田坪

湯嶋田地之内ニ而御寄進申処并山林

竹木共ニ無相違以後於末代別条不可

有候爲末代御寄進状亀鏡如件

応永十七年三月三日　通泰判

温泉寺別當

と八町五段の寺領の寄進をうけ、いっぽう一山六坊（別當坊・北の坊・深海坊・中乃坊・大門坊・喜見坊）の制も確立し、さらに室町中期の文明二年（一四七〇）守護、山名政豊から別当祐趣宛、桃嶋内の田地一町五段を寄進されるなど、寺勢大いに振興し、以降江戸時代を通じ、実質的に、温泉を中心として大いに榮え、湯治客はまず同寺に詣で、銭若干を寄進、本尊觀音の手の代りとして湯杓を授与され、その杓で湯をあびるという風習がつづいていたようである。

現在は六坊の内五坊はすでに廃絶し、別當坊のみが昔の面影を留めている。なお、本尊十一面觀音（一九五・四^{チヤン}）は、桧材一木造りで、鋭利な刀法と量感に富む豊かな像容は、地方の作ながら堂々としている。密仏、千手觀音（一四四・七^{チヤン}）は桧材一木造りながら、衣文線（衣のしわの線）も低く、面相もおだやかである。

前者は平安初期、後者は平安後期の作と推定され、いずれも早くから国の重要文化財に指定されている。

その他、本堂須弥壇上の持国天・增長天・広目天・多聞天のいわゆる四天王立像四軀および山門の左右に安置される金剛力士二軀は、県指定文化財となつており、また、大永八年（一五二八）の筆写にかかる『温泉寺縁起帳』の他、宗砌（旅の連歌師として有名な宗祇の叔父に当たり、但馬の出身者）・宗松・專順などによる宝徳四年（一四五二）の連歌集『十花千句』、明応二年（一四九三）、東常縁の弟子沙弥道教が師の講釈をそのまま筆写したと奥書にある自撰歌註『月花集拾遺』など、室町期の貴重な古写本が所蔵されている。

温泉発見伝説

歴史の古い温泉地には、必ずといってよいほど、発見伝説がまといついている。

これをいちおう発見者別に分類すると、つぎのようになる。

① 神仏 有馬 道後 玉造

② 修驗者・高僧

イ、役小角 竜神 五色 伊豆山

ロ、行基

ハ、空海 修善寺 法師 吾妻

ニ、その他の高僧 湯村 热海 粟津

③ 貴人（國造） 郡司 将軍など

湯の峯 四万

④ 動物

湯田 城崎（鴻の湯）

⑤ 以上の複合型

①と②
城崎
(まんだら湯)

①
と
③

1
4

1
3
4

那須湯本
下部

要するに、発見者の顔ぶれはまことに多様である。

なかでも群をぬいて多いのは、小角・行基・空海（弘法大師）に代表される②のタイプである。いずれも、奈良・平安初期の宗教家であるが、一つ一つの伝説の真偽は、別として、必ずしも荒唐無稽とはいえない節もある。

古代では修驗者、僧侶は単なる聖職者であるだけでなく、広範囲の最新の知識の持主で、地相地形をみて、温泉を発見する業にもつとも國の深山幽谷にまで、足を伸ばしたから、温泉発見の機会に恵まれて

また、温泉湧出は、ひとえに「神の恵み」との自然の恵みに対する人々の素朴な感謝の気持が①を生み、そして動物達の本能的察知力に着目するとともに、靈験あらたかな湯の効能にいつそうの信憑性しんびょうを与えたいために④のタイプが生れたものと思われる。



写31 草津温泉湯畠

③⑤のタイプは、②に比較すると、わりにすくないが、熊野国造大阿刀足尼、甲斐の国造塙海宿祢、征夷大将軍坂上田村麿などの発見にかかると伝えられる湯の峯・四万の各温泉は前者に属し、地主神・四所明神の託宣により、たまたま巡錫中の僧道智が温泉を発見したといわれる城崎まんだら湯の起源は典型的な後者のタイプである。

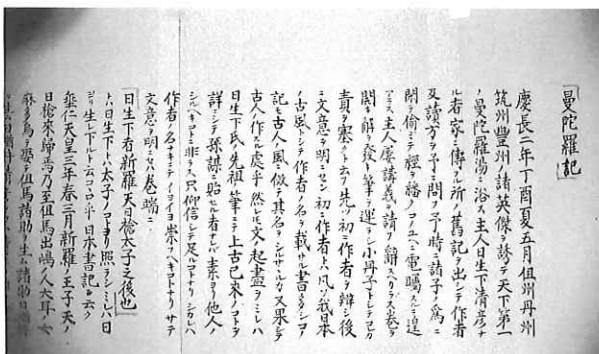
その他、文殊菩薩が鹿に化身して、獵師に湯のあることを教えたという鹿教湯温泉の伝説も⑤に属するが、「舒明帝のころ、郡司狩野行広が射た手負いの大白鹿が傷を癒さんため、浸つてある温泉を、突然現れた白髮の老翁の教示によつて発見した」との那須湯本温泉の伝説は、貴人・動物・神の三要素をミックスしたもので、一段と多様になつてゐる。

傷ついた動物が湯につかっているのをみて、名湯が発見されたとの伝説をもつ温泉は多い。

また温泉の湧出場所を教えた動物の種類も実に多彩である。

いちばん多いのは白鷺（下呂・椿・湯の郷など）、つぎに猿（武田尾・杖立）、北方では鹿（浅虫）や熊（熊の湯）も多い。その他、鶴・鷹・雉・狐・狼・牛・犬など、種々雑多である。

城崎「鴻の湯」の起源も鶴の一種鴻の鳥の発見にかかると伝えられる。伝説の要点は、「傷ついた鴻の鳥が水たまりで、傷をいやして飛び立つたのを村人が見つけ、水たまりに近よつてみると湯が湧いていた」というものであるが、その発見の年代については、宝暦元年（一七五二）編集の『但馬考』や『但州湯嶋道中独案内』（一七六三）にも「故老の語り伝ふるには此谷の奥に鶴の湯と云所あり……」、「昔、疵をかぶぶりたる鴻自此湯に入て治せしとかや」などとあるのみで、まったくふれていない。ただ大正二年（一九一三）発行の『城崎



写32 漫陀羅記

『温泉誌』には、「舒明天皇（在位六二九—四一）の御宇」とあり、また、大正十四年の北但大震火災で原本が焼失する前に、温泉寺二十六世、竜照師が筆写し、城崎の旧家に伝わる『曼陀羅湯由来記』の写本には、「舒明天皇三十五代溪谷初出温泉」と明記されていたようである。

もしこれによるとするなれば、温泉寺の発見の年代は、養老四年（七二〇）よりも九一年も古い温泉発見となる。

要するに、現在この伝説の真偽を確める手段はないが、この伝説にはしばしば温泉地（有馬・道後）に行幸・滞在の最初の天皇として正史に明記され、古代の天皇中もっとも温泉と関係の深かつた舒明天皇と『日本書紀』垂仁天皇二十三年の条の皇子、譽津別王の故事にもあるように、古代より当地方の湿地帯に数多栖息していた鴻の鳥とが鮮明に投影しているように思われる。

なお『温泉寺文書』によると、鴻の湯の北側に、天正年間（一五七三—九二）まで、円満寺という寺院があつて、温泉守護の薬師堂も存在していたものらしく、応永十七年（一四一〇）、莊官と思われる通泰なる者から円満寺住持宛「但馬城崎湯嶋薬師堂円満寺寺領之事」として、田坪一町七畝、畠五反が寄進されているが、このことによつても鴻の湯は曼陀羅湯とともに、その古さと重要さでは、城崎を代表するものであつ

たといえよう。

曼陀羅湯の起源は、すでに人口に膾炙かいしゃされているが、大正二年の『城崎温泉誌』にも、元正天皇まんだらの養老元年（七一七）「沙門道智の來たるあり、四所明神に詣づ、又、神託あり曰く

此地の西北に三相樹あり、釈世尊の三体化身けいしんぞ、汝、菩提行を彼の樹下に修すべし」と

道智、奇異に感じ、乃ち尋ねて三相樹を得たり、一字を構へ、嚴律修法一千日、香を焚きて誦する法華經の功德に因りてや、養老四年（七二〇）結願けちがんの日に至りて、靈泉沸々として樹下に涌出するあり、集り見る

るの諸人、道智の偉徳を賞賛せざるなく、名づけて曼陀羅の湯と云う」と、簡潔にまとめてある。

まさに神と僧侶とによるもつとも神秘性豊かな温泉發見伝説の典型的なものである。その出典が『温泉寺縁起』にあることはいうまでもない。縁起については、「もともと、縁起とは仏教から出た言葉で、因縁生起するの諸人、道智の偉徳を賞賛せざるなく、名づけて曼陀羅の湯と云う」と、簡潔にまとめてある。まさに神と僧侶とによるもつとも神秘性豊かな温泉發見伝説の典型的なものである。その出典が『温泉寺縁起』にあることはいうまでもない。縁起については、「もともと、縁起とは仏教から出た言葉で、因縁生起するの諸人、道智の偉徳を賞賛せざるなく、名づけて曼陀羅の湯と云う」と、簡潔にまとめてある。まさに神と僧侶とによるもつとも神秘性豊かな温泉發見伝説の典型的なものである。その出典が『温泉寺縁起』にあることはいうまでもない。縁起については、「もともと、縁起とは仏教から出た言葉で、因縁生起するの諸人、道智の偉徳を賞賛せざるなく、名づけて曼陀羅の湯と云う」と、簡潔にまとめてある。

さて温泉寺縁起は、いつごろ成立したかは不明であるが、同寺に現存する最古の縁起帳は室町末期の大永八年（一五二八）七代恵範の筆写にかかるものとされてるので、すくなくともそれ以前であろうが、菊川丞氏は『但州城崎』『温泉寺縁起帳』をめぐっての中で、「温泉寺に關していうならば、中興開山、清禪和尚の活躍

温泉寺縁起帳

写33 温泉寺縁起帳

した十四世紀後半（南北朝末期）から十五世紀はじめの室町初期にかけて、伽藍の造営、藥師堂に対する山林の永代寄進、鎮守權現祭礼の際の寄付などを示す文書が多く残されていて、漸く温泉寺の社会的、経済的基盤が確立されたと思われる時期にあたっている。当然、次に要請されるものはその正しい来歴を伝える「縁起帳」ということになるであろう」と、室町初・中期ごろと推定している。

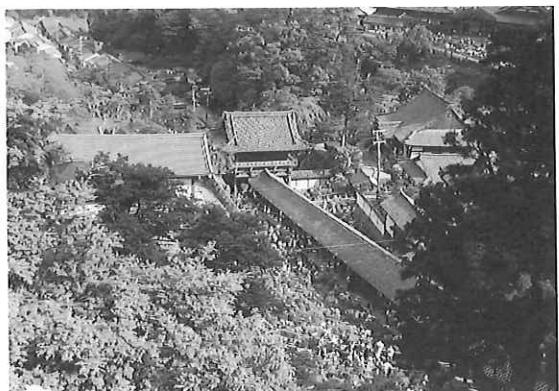
「右當時者聖武皇帝御宇天平季中道智上人創業靈場也。且本尊者長谷寺觀音同御素木御長六尺三寸尊像稽文仏師作也……」と漢文で書かれた「縁起帳」の要旨については、

和銅元年（七〇八）、城崎の住人、日生下権守は夢のお告げで四所神社を建てた。養老元年（七一七）、道智上人がこの地を訪れ、四所明神の神託を受けて千日の修行の末、「まんだら湯」を湧出させた。

そのころ、奈良の都にいた稽文は、大和長谷寺の本尊と同じ木で、初瀬にある長樂寺の本尊仏をつくつていた。ところが、製作途中に中風にかかり、未完成のまま納めたので、近辺はその祟りで悪疫が流行した。

困った人々は天平六年（七三四）その本尊を難波の浦に流した。

めぐりめぐつて、中風の治療のため城崎に來ていた稽文は、円山川左岸の觀音浦で遇然流れ着いたその未完の本尊と再会、本尊を完成させ、道智上人に処置を任せて都へ帰つた。上人はいつたん城崎の弁天山に本



写34 長谷寺の回廊

尊を安置したが、本尊仏の眉間から出た光が照らし出した山の中腹に寺を建て、ときの聖武天皇（七〇一—五六）はこの話を聞いて温泉寺と命名した。

と『城崎物語』（神戸新聞社）はのべている。

すなわち時代は大永八年を溯ること八百年、奈良時代の初期、説話の中心は本尊十一面觀世音の由来と温泉寺の草創に集約されているが、そのいっぽうにおいて四所神社の創立、まんだら湯の起源にもふれており、登場人物としては、新羅の王子・天日槍の子孫という日生下權守、本尊を刻んだ仏師・稽文、温泉寺開山・道智上人の三名が活躍したと物語る。

江戸時代に入ると、この複雑な縁起の内容が、享保（一七一六）のころ、京都の画家海北友竹によつてパノラマ的に描かれ、絵解き用の印刷物『但州城崎温泉寺觀音並に湯の縁起』として、さらに庶民化され、一般湯治客の人気を博していくようである。

『温泉寺縁起図』として、また文化年間（一八〇四）には、平易な仮名交り文に書き改められ、絵入りの木版の印刷物『但州城崎温泉寺觀音並に湯の縁起』として、さらに庶民化され、一般湯治客の人気を博していたようである。

第八節 平安貴人の来遊

古今集と藤原兼輔と伝えられるが、いまのところ傍証する史料はなく、残念ながら伝承の世界を出ない。

この点、五十二年夏、天平神護二年（七六六）ごろと推定される「ふたかた温泉郷」と書かれた木簡が日高町の但馬国分寺跡から発見され、その存在の年代が明確になつた温泉町の湯村温泉とは異なつてゐる。

しかし、平安時代初期には、城崎もすでに“たじまの湯”として都びともよく知られ、相当栄えていたものと思われる。

たとえば、醍醐天皇の延喜五年（九〇五）、紀貫之等によつて撰ばれた日本最初の勅撰和歌集『古今和歌集』に、三十六歌仙の一人として、当時の代表的歌人でもあつた從三位中納言、藤原兼輔（八七七—九三三）のつぎのような一首がある。

但馬の湯へまかりける時に、ふたみの浦といふ所にとまりて、夕さりのかれいひたうべけるに、ともにありける人々、歌よみけるついでによめる。　と題して

夕づく夜　おぼつかなきを　たまくしげ

藤原かねすけ

ふたみの浦は　あけてこそ見め



写35 結の浦

城崎温泉が但馬の湯として、文献上に現われた古例である。

もつとも二見の浦については、播磨のそれではないか（『河合氏道記』）との異説もあるが、『但馬考』では、平安時代の山陰への往還は、丹波・但馬経由の官道、山陰道を利用したとして、二見但馬説を主張している。

なお、現在二見の天神社境内に「天保乙未（一八三五）秋、湯嶋ヨリ二見浦ニ遊ブ兼輔卿ノ詠歌ヲ懷イ千載ノ往昔ヲ慕ヒテ長歌ヲ賦ス」との詞書きのもとに、

「但馬なる二見の浦は うらさびて はやき世の瀬も変りつゝ 千町の穂なみ立ちわたり 広きうら田と成りぬれど 同じ名おえる播磨がた はるけきよしの浦波に たゆとう人もありといへど 磯の山々動きなくさし来る潮も絶えせぬに 昔の浪の音聞けば 高き人（兼輔のこと） しもとまりけむ 湿のなごりしるくして所さかりし千々の軒（灘千軒のこと） 名のみは今も朽ちあへず、歩み行くより こえし古道たどれば そことしられつつ山かたつける遠近に まばらに残る賤が家も 共に親しく年ぶりて 世に沈みてし玉くしげ二見の浦の夕月夜 おぼつかなかる雲も晴れつつ」

反歌

誰も来て見よや二見の浦廻には

千歳のをちの月清明なり

と、京都上鴨の祠官正四位下、伊予守加茂県主直兄の詠じた長歌と反歌を刻んだ高さ一・一メートルの自然石の“いしぶみ”が建っている。

大中臣能宣と結の浦（おおなかみよしのぶ）集を撰定した大中臣能宣（九二一一九九二）が、城崎来遊の途次、人々とともに結の浦（城崎町結）で和歌をよんでいる。

『能宣歌集』

但馬の国の湯へまかるみちに むすぶの浦といふ所にて 人々歌よみ侍りしに いそぐことはべりて、

大中臣よしのぶ

たちかへりいくといそげばさしてこし

結の浦のかいもなきかな

當時、かれは弱冠二十歳であつたが、もともと神祇祭祀の家柄で、のち、神祇大副（神祇官の次官）を経て、伊勢神宮の祭主に任じられている。

ところがちょうどこの年、貴族に武士なるものの存在をはじめて認識させたといわれる藤原純友の天慶の乱（九三九—四一）の余波が、但馬の南部におよんでいる。備前・播磨を経て南但に亡命してきた乱の残党藤原文元兄弟等五名を朝来郡の土豪賀茂貞行が討ち取り、首級を京都に届けたという事件である。同じ年の同じ但馬内でのできごとでも、北の“みやびさ”、南の“殺伐さ”とまったく対照的であった。

壬生忠見と兼輔と同じように、三十六歌仙の一人であつた壬生忠岑の子で、天徳二年（九五二）、摂津大その知人 目（摂津国の四番目の高官）に任じ六位に叙せられた壬生忠見は、

但馬の湯に人のまかるに、

たじま路の手向の神も知らずして

袖に露たつ旅のぬさ哉

と、城崎の温泉に旅立つ知人に道中の安全を但馬路の峠や道祖神に祈つて止まないという意味の歌を“餓け”として贈つてゐる。残念ながらその知人の名は不明であるが、相当な地位の人物であつたろうと思われる。

要するに九世紀以来、以上三名に代表されるような都の貴人が、はるばる辺境の但馬の湯に来遊しているわけであるが、いずれもわれわれに馴染みの深いかの『小倉百人一首』に撰ばれた歌人かその知人であるというのも、ひとしお親しみを感じさせる。

小倉百人一首三題

中納言兼輔

みかの原わきてながるるいづみ川

いつ見きとてか恋しかるらむ

大中臣能宣朝臣

みかきもり衛士の焼く火の夜はもえ
昼は消えつゝものをこそおもへ

恋すてふわが名はまだき立ちにけり
人知れずこそ思いそめしか

壬生 忠見

かれらは、おそらく官道山陰道、すなわち都から老の坂峠を越し、亀岡・篠山の盆地を通り、丹波から遠坂峠とおざかを越えて但馬に入り、栗鹿川水系あわがを下つて養父市場やぶいちばに到達、山陰道より別れ、側道沿いに但馬の国府に出て、船所（舟運を扱う国衛機構の一つ）の舟艇を利用しながら円山川を下り、二見・結の浦々の風光を賞でつつ但馬の湯に到達したものと推測される。

この間の山陰道の宿駅の数は、「延喜式」によると、丹波では大枝・野口・小野・長柄・星角すゑのくに・佐治など六駅、但馬では粟鹿・郡部（養父市場）の二駅であるが、かれらは、官人・貴族であつたから、たゞえ私的な旅行でも、宿・食・駅馬（八匹が常備されていた）など、官制の宿駅の施設を利用できたのであろう。しかし、いつたん官道をはずれるとそのような施設もとぼしく、場合によつては野宿同然で、夕食も携帯の「乾飯」かんべいですますざるをえなかつたこと多かつたのではないかと思われる。

